

MARPOL 条約附属書 VI 及び NO_x テクニカルコードに対する 統一解釈に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
(日本籍船舶用)

改正理由

IACS は、これまで国際条約等に対して多くの統一解釈を策定してきており、本会としても、上記条約の適用においてこれらの統一解釈を適用してきている。しかしながら、必ずしもすべての統一解釈を規則等に明記していなかった。

一方 IACS は、2006 年 10 月に IACS 統一手順 No.31 を採択し、上記を含むすべての統一解釈について、船級規則に取り入れる又は適用することを明記する等により、統一解釈の厳格な適用を図ることを決めた。

このため、本会としても IACS 統一手順 No.31 に従い、これまで規則等に取り入れていなかった IACS 統一解釈を取り入れる必要が生じた。

今般、MARPOL 条約附属書 VI 及び NO_x テクニカルコードに関する IACS 統一解釈のうち、これまで規則等に取り入れていなかった統一解釈に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 窒素酸化物放出量の計測において、適用すべき試験サイクルに関する取扱いを明記した。
- (2) 原動機取扱手引書に含めるべき内容の詳細について明記した。
- (3) 2000 年 1 月 1 日より前に建造開始段階にあった船舶に搭載されるディーゼル機関の出力増加に関する取扱いを明記した。
- (4) 窒素酸化物放出量の試験台における試験方法について、NO_x テクニカルコード 5 章を適用する際には、IACS 統一解釈を参照するよう定めた。
- (5) NO_x テクニカルコード 4 章に基づいて原動機ファミリー又はグループの概念を適用する際には、IACS 統一解釈を参照するよう定めた。